

令和3年度決算

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

(歳入)

・地方消費税交付金	179,162千円
内 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	(114,208千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	216,658	302		49,561	30,775	136,020
	障害者福祉事業	523,690	386,801			74,388	62,501
	重度心身障害者等医療給付事業	25,611	12,123			3,638	9,850
	ひとり親家庭等医療費支給事業	10,449	4,259			1,484	4,706
	子ども医療給付事業	27,618	10,060			3,923	13,635
合計		804,026	413,545	0	49,561	114,208	226,712